

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」
輸送事業者の判断基準に対する意見・要望書

2005年10月14日

社団法人日本ロジスティクスシステム協会
ロジスティクス環境会議 企画運営委員会

本年2月16日に京都議定書が発効され、二酸化炭素を中心とした温室効果ガス排出量6%削減の達成に向けて、行政と産業界が協調して取り組むことが重要な課題となっており、標記法律の改正に伴い、新たに「運輸分野」へ適用が拡大されることは必要な措置として賛同いたします。

産業界では、これまでも「自主行動計画」に代表される企業の主体的な環境活動などを通して、二酸化炭素等温室効果ガスの削減に努めてきたところですが、上述の京都議定書の発効を踏まえ、輸送事業者の立場として二酸化炭素排出量削減を効果的かつ継続的に推進する必要があるとの認識のもと、ロジスティクス環境会議 企画運営委員会において表記の件につきまして協議し、その結果を意見書としてまとめさせていただきましたので、宜しくご配慮の程お願いいたします。

なお、特に下記の項目につきましては、目的実現の為に大きく影響すると考えますので、強くご採用のご検討をお願いいたします。

1. エネルギー消費原単位削減目標について

具体的な数値目標の設定は行わず、「中長期的にみて低減させる」という表現に留める。

過去、省エネ活動を推進してきた輸送事業者は、現実的に1%削減を履行することは非常に難しい状況である。

数値目標を設定するのであれば、過去の省エネ努力を評価したうえで、数値目標を設定することを要望する。

数値目標の設定については、エネルギー使用量に関する広範なデータの把握およびこれらの統計的分析を行い、十分な根拠が得られた時点で設定することが望ましい。

2. エネルギー消費原単位について

エネルギー消費原単位は、個々の輸送事業者の業種/業態に応じて複数の原単位が使用できるようにすべきである。

エネルギー消費原単位を算出にする際に、輸送トンキロを選択した場合には、荷主企業から貨物重量等のデータを入手する必要があるなどの課題がある。

見做し輸送トンキロを容認するのであれば、その換算基準などの考え方を示すべきである。

3. エネルギー消費原単位の算定対象の範囲について

エネルギー消費原単位の算定対象の範囲は自社所有の貨物自動車の範囲と明記すべきである。

エネルギー消費原単位の算定対象範囲が明確に示されていない。

輸送事業者の裾切り基準が貨物自動車の保有台数にて設定されるのであれば、エネルギー消費原単位の算定対象の範囲も自社所有の範囲とすべきである。

また、エネルギー消費原単位の算定対象範囲を庸車まで広げるのであれば、わが国における輸送業務の実運送は大部分が外部の輸送事業者に委託される多層構造と現状を踏まえ、エネルギー使用量のデータを委託先に報告する情報連携を促す施策を要望する。